

事務連絡
令和7年4月7日

各区長・自治会長 殿

南城市長 古謝 景春
(公印省略)

南城市ムラヤー（自治公民館）建設等補助金要望調査について（照会）

春暖の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、地域の活性化及び本市の振興発展に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、南城市まちづくり推進課では、平成25年度より南城市ムラヤー（自治公民館）建設補助金を活用した自治公民館の改築等が実施されております。

令和8年度の南城市ムラヤー（自治公民館）建設補助金を希望される自治会は、下記により要請書をご提出下さるようお願いいたします。

記

(1) 提出先：まちづくり推進課

(2) 提出期限：令和7年9月12日（金）午後5時

(3) 提出条件：①ムラヤー利活用促進に向けた事業計画を策定していること
②総会または評議委員会等で承認を得ていること
③「覚書」の内容に同意できること

(4) 提出書類：①要請書、②事業計画書・収支予算書、③見積書等の写し
④要請個所の図面及び写真（詳細は、まちづくり推進課まで）

お問い合わせ先

南城市役所 企画部 まちづくり推進課
地域振興担当 （比嘉）

TEL：098-917-5394 FAX：098-917-5424

E-mail：higa00361@city.nanjo.okinawa.jp

覚 書

南城市長（以下、甲と呼ぶ。）と 区長（以下、乙と呼ぶ。）は、南城市ムラヤー建設補助金を活用したムラヤー整備に関する以下の事項に関し、確認・合意のうえ覚書を締結する。

記

南城市ムラヤー建設補助金交付要綱に定める補助金を活用してムラヤー整備事業を実施する場合は、次に示された交付条件等を遵守すること。

- (1) 建設事業費等に対する区及び自治会の受益者負担に応じられること
- (2) 新築の場合は、建設予定地の土地が区及び自治会で確保できていること
- (3) 区及び自治会が、ムラヤーを拠点として、地域の行事、伝統文化の保存・継承事業、地域活性化に関わる事業、健康づくり事業や介護事業等を積極的に実施し、各種団体活動や育成にも取り組むこと
- (4) 補助金の交付を受けた団体（区・自治会）は、補助金の交付を受けた年度から新築及び全部改築の場合は30年間、増築及び一部改築や冷房設備設置の場合は、10年間補助金の交付は受けられない。ただし、緊急かつやむを得ない場合はこの限りではない
- (5) 各自治公民館施設の適切な管理・運営に務めること
- (6) その他、必要な事項については市長が別に定めることとする

以上を確認・合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 南城市佐敷字新里1870番地
南城市長 古謝 景春 印

乙 住所
区長(自治会長) 印